



隆安知財ニュースレター

目次

隆安ニュース	-----	1
■ 隆安創始パートナー徐家力弁護士が北京知財研究会第一回博物館専門委員会主任に就任		
■ 隆安シニアパートナー権鮮枝弁護士が2021年China Webinar on Cyberspace Governanceの法律事務所フォーラムの招きに応じて講演		
■ 隆安北京本部が秋の慰安旅行を実施		
中国知財ニュース	-----	1
■ 国務院:「知的財産強国建設要綱(2021—2035年)」を発表		
■ 国知局:「医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決方法」解説を発表		
■ 最高院知的財産権法廷研究グループ漢方薬の品種権保護に関する法律問題研究		
■ 北京知財裁判所:商標3年不使用取消訴訟における偽証提出を厳罰		
最高裁代表判例	-----	3
■ 最高裁が独占禁止&不正競争防止の代表判例を発表		
隆安2020年度知的財産権10大代表判例——第10案	-----	4
■ 北京神馬好玩ブランド管理有限公司 VS 北京青青樹アニメ科技有限公司等の著作権に関する権利帰属、権利侵害紛争事件		

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

隆安ニュース

■ 隆安創始パートナー徐家力弁護士が北京知財研究会第一回博物館専門委員会主任に就任

2021年8月29日、北京知的財産権研究会第9回第3次理事会、監事会会議が北京で開催された。理事会による投票を経て、隆安創始パートナー徐家力弁護士が北京知的財産権研究会第一回博物館専門委員会の主任に選ばれた。

<https://mp.weixin.qq.com/s/ifHvtrne1FY4U4KxT8ghUw>

■ 隆安シニアパートナー権鮮枝弁護士が2021年 China Webinar on Cyberspace Governance の法律事務所フォーラムの招きに応じて講演

2021年9月25日、中国科学技術法学会サイバースペース法専門委員会、上海交通大学サイバースペースガバナンス研究センター等の共催で「China Webinar on Cyberspace Governance の法律事務所フォーラム」が開催された。隆安権鮮枝弁護士は、招きに応じて「『中国個人情報保護法』についての解説」をテーマに講演し、2021年11月1日に施行された「個人情報保護法」の主な内容を解説すると共に、同法の問題点を指摘した。

https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_14672007

■ 隆安北京本部が秋の慰安旅行を実施

より良い隆安文化を築く為、2021年9月11日—12日、隆安北京本部の約80人の従業員が参加した秋の慰安旅行を実施した。孤山景区の観光、花火の鑑賞、バスケット大会などのイベントを開催することにより、日頃の仕事の疲れを癒し、従業員同士の親睦や友好を深めると共に、コミュニケーションを促進した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/WzIo2rZ2G1Lff3rVUIszUw>

中国知財ニュース

■ 国務院：「知的財産強国建設要綱（2021—2035年）」を公表

中国共産党中央委員会及び国務院が「知的財産強国建設要綱（2021～35年）」を公表した。

「要綱」は、2025年までに知的財産強国の建設が顕著な成果を収め、知的財産権がより厳格に保護され、社会的な満足度が高い水準で維持され、知的財産権の市場価値がより顕著になり、ブランド競争力が大幅に高まることを目標に挙げている。更に、数値を用いた目標として、特許集約型産業における付加価値の対GDP比を13%に、著作権産業における付加価値の対GDP比を7.5%に引き上げるとともに、知的財産権使用料の年間輸出入総額を3500億元（1元は約17円）に、人口1万人当たりの高価値特許の保有件数を12件に引き上げるとの目標を盛り込んだ。

また、2035年までに知財関連制度を完全な形に整え、知的財産権の総合的な競争力において中国が世界先頭集団に入ることを目指し、中国の特色ある、世界レベルの知的財産強国をほぼ完成の域に築き上げると謳っている。

<https://mp.weixin.qq.com/s/oAnWqjQMTvnbcm1d5zzXTQ>

■ 国知局：「医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決方法」解説を公表

9月18日、国家知的財産権局は「医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決弁法」の解説を公表した。主なる解説内容は以下の通りです。

(1) 行政裁決を請求できる主体について

行政裁決を請求できる者は、関連特許の特許権者又は利害関係者、若しくは薬品発売許可申請者とする。利害関係者とは、関連特許の被許諾者、及び登記された薬

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

品発売許可書の保有者を指す。

(2) 行政裁決の請求期限について

特許権者又は利害関係者は、国家医薬品審査評価機関が医薬品販売承認申請を公開した日から45日以内に、販売承認申請の対象医薬品にかかる技術が、関連する特許の保護範囲内に属するか否かに関する確認を申請できる。

特許権者又は利害関係者が前述した期間内に裁判所に提訴又は行政裁決を申請しなかった場合、販売承認申請の対象医薬品にかかる技術が、関連する特許の保護範囲に属しない旨の確認を申請できる。

(3) 行政裁決を申請できる医薬品特許について

行政裁決を申請できる医薬品特許は、関連特許の登録情報がすでに中国販売医薬品特許情報登録プラットフォームで公開され、かつ当該特許のカテゴリーが「医薬品特許紛争早期解決メカニズム実施弁法(試行)」の関連規定に適合していること。

(4) 行政裁決ルートと司法ルートの調整について

行政審査を申請する医薬品特許は、裁判所の審理に係属していないこと。

(5) 行政判断と無効手続の関係について

医薬品特許紛争行政裁決事件の取り扱いにおいて、係争特許の一部の権利請求項が無効となった場合、国家知財局は、有効に維持されている権利請求項に基づいて行政判断を行う。係争中の特許に係る権利請求項がすべて無効とされた場合、国家知財局は、行政判断請求を却下する。また、当事者が事件の係属中に係争特許に対して無効審判請求を行なった場合、国家知財局は、事件の処理を中断しなくてもよい。

医薬品特許紛争の行政裁決事件処理中に、対象特許の一部の権利請求項が無効となった場合、国家知財局は、有効に維持されている権利請求項に基づいて行政裁決を行う。係争中の特許に係る権利請求項がすべて無効とされた場合、行政裁決申請は、国家知財局により却下される。また、当事者が事件の係属中に係争特許に対する無効審判請求を行った場合、国家知財局は、事件の処理を中断しなくてもよい。

(6) 行政裁決の司法救済について

当事者は、医薬品特許紛争の行政裁決を不服とする場合、法律に基づいて裁判所に提訴することができる。

<https://mp.weixin.qq.com/s/y40NULODDSeZ941VsGpgfQ>

■ 最高院知的財産権法廷研究グループ「漢方薬の品種権保護に関する法律問題研究」

最高裁知的財産権法廷調査研究チームは、「『漢方薬品種保護条例』に関するの改正提言」「漢方薬品種保護の司法実践」「漢方薬特許の承認状況研究報告」を検討し、漢方薬の品種審査制度について以下の内容を提言した。

(1) 漢方薬の品種保護期間満了後の保護条項を追加すること：保護期間が満了した漢方薬品種に対して、当該薬品の生産資格を有する企業は、法規定に基づき、薬品監督管理部門に対して「国家経典名処方漢方薬保護品種証明書」を申請することができる。薬品の質及び量が基準に達していれば、薬品監督管理部門は、当該証明書を公布しなければならない。海外企業も上記の手順で申請できるが、承認された後、法規定に基づき「国家漢方薬利益分かち合い発展基金」に使用料を納めなければならない。

(2) 漢方薬の品種期限延長を定める条項を追加すること：「国家経典名処方漢方薬保護品種証明書」の期限を10年と規定し、期限切れの場合、延長申請を行うことができる。延長回数は制限しない。

(3) 漢方薬の経典名処方の評価基準を明確にすること：企業は、『古代経典名処方目録』、『国家漢方薬経典名処方保護名簿』などの漢方処方から漢方薬の複方製剤を開発した場合、非臨床安全性研究資料のみを提供すればよい。また、評価基準は、主に臨床治療効果、症状改善、疾病遅延、患者生活水準の向上などの項目を規定し、薬品の質及び量が基準に達した場合、薬品監督管理部門は、「国家経典名方漢方薬

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

保護品種証明書」を発行する。

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-318221.html>

■ 北京知財裁判所:商標 3 年不使用取消訴訟における偽証提出を厳罰

統計データによると、2019 年から 2021 年 9 月までに北京知財裁判所が審理した商標権利確定案件のうち、商標取消審判不服行政案件は 9.6%を占めている。さらに、これらの事件の審理において、一部の商標権者が商標の登録を維持するため、虚偽又は偽造の証拠を提出したことが明らかになっている。このため、北京知財裁判所は、証拠に対する審査を厳しくし、証拠を偽造する行為に対して、法で定められている処罰の枠内において最も重い罰を課す方針を示した。

中国商標法第 49 条は、正当な理由なく登録商標を継続して 3 年間使用していない場合、第三者は商標局に当該登録商標の取消審判を請求することができる」と規定している。3 年不使用取消審判の専属管轄は、北京知財裁判所にある。裁判所は、審理の中で、一部の商標権者が商標登録を維持するために、偽造した請求書や取引契約書、検査報告書などを証拠として提出していたことを発見した。このような行為に対して、北京知識産権法院は、証拠に対する審査を厳しくし、商標権者にすべての商標使用証拠の原本を提出するよう要求するとともに、公的プラットフォームなどを利用し証拠の信憑性を検証するとの方針を示した。商標登録者が証拠原本を提出することができず、かつ不実な点について合理的な説明をしていない場合、裁判所は、当該証拠が虚偽の証拠であると認定し、厳重に処罰することとした。

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfy/202109/1964880.html>

最高裁代表判例

■ 最高裁が独占禁止 & 不正競争防止の代表判例を発表

9 月 27 日、最高人民法院は裁判所が審理した独占禁止と不正競争防止の代表判例を発表した。

独占禁止&不正競争防止の代表判例		
1	「優先鋸」営業秘密侵害事件	(2019) 最高法知民終 7 号
2	「平編み機部品」営業秘密使用許諾契約紛争	(2019) 最高法知民終 333 号
3	「愛奇艺アカウント」不正競争事件	(2019) 京 73 民終 3263 号
4	「陸金所金融サービスプラットフォーム」不正競争事件	(2019) 滬 0115 民初 11133 号
5	「720 ブラウザ広告遮断」不正競争事件	(2018) 粵 73 民終 1022 号
6	「Wechat データ権益」不正競争事件	(2019) 浙 8601 民初 1987 号
7	「ネット決済」行為に関する不正競争事件	(2019) 渝 05 民初 3618 号
8	「公企業」の市場支配地位濫用事件	(2018) 桂 01 民初 1190 号
9	「煉瓦協会」独占紛争事件	(2020) 最高法知民終 1382 号
10	OPPO 対 Sisvel 市場支配的地位濫用事件	(2020) 最高法知民轄終 392 号

判例 10 を例として

OPPO 広東モバイル通信有限公司（以下、OPPO 公司という）と OPPO 広東モバイル通信有限公司深セン支社（以下、OPPO 深セン支社という）は、無線通信分野に関する標準必須特許を有する SISVEL 国際有限公司とその子会社の SISVEL 香港有限公司（以下、SISVEL 社という）が標準必須特許のライセンス交渉中、公平・合理的・非差別的な FRAND 原則に違反し、高額なライセンス料を要求する等、市場支配的地位を濫用し、かつ複数の国で同じ特許について訴訟を起こし、OPPO 公司及び OPPO 深セン支社の業務にマイナスの影響と損失を与えたと主張し、広州知的裁判所に訴えた。

SISVEL 社は、イギリスの裁判所が既に本件の標準必須特許訴訟を受理しており、かつ本件において提出された証拠は広州知的裁判所の管轄権を証明できないと主張して、広州知的裁判所に対して管轄権異議を申立てた。広州知的裁判所は、SISVEL 社の管轄権異議を却下した。SISVEL 社は、この判決を不服として、最高裁に上訴し

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

た。

最高裁は、標準必須特許市場の特殊性、SISVEL 社が他国で特許権侵害訴訟を提起した事実を含め総合的に考慮した結果、SISVEL 社の行為が、OPPO 公司等の国内市場競争に対して直接的かつ実質的な排除、及び制限効果を与える可能性があると判断し、OPPO 会社の住所地、広東省東莞市は、本件の侵害発生地であることから広州知的裁判所の管轄権を認め、SISVEL 社の管轄権異議申立を棄却した。

https://mp.weixin.qq.com/s/_vAxP-mACCcrwxhv15_6tg

隆安 2020 年度知的財産権 10 大代表判例——第 10 案

■ 北京神馬好玩ブランド管理有限公司 VS 北京青青樹アニメ科技有限公司等の著作権に関する権利帰属、権利侵害紛争事件

北京神馬好玩ブランド管理有限公司（以下「神馬好玩公司」という）は、何貴清氏の許諾を得ているため、何貴清氏が創作した係争作品に対する改編権、情報ネットワークの伝播権などを独占していると主張した。神馬好玩公司是、北京青青樹アニメ科学技術有限公司（以下「青青樹公司」という。）と北京青草娛樂文化有限公司（以下「青草公司」という。）が係争作品を改編してアニメ「狼西游」を作成し、オンライン放送している行為は、神馬好玩公司の改編権及び情報ネットワーク伝播権侵害にあたりと主張し、北京市朝陽区人民裁判所（北京市朝陽区人民裁判所）に提訴し、侵害行為の差止、謝罪広告の掲載及び損害賠償の支払いを求めた。

隆安は、青青樹会社を代理し、係争作品が職務著作であり、かつ青青樹会社が当該職務著作の著作権を有している点に基づき神馬好玩公司の主張を反駁した。著作権の所有者が何貴清氏である場合、係争作品が職務著作である以上、青青樹会社は優先使用権を有しているため権利侵害に該当しない。

一審裁判所は隆安の主張を支持し、係争作品が職務著作であり、青青樹会社は神馬好玩公司の権利を侵害していないと判断し、神馬好玩公司の主張を棄却した。神馬好玩公司は一審判決を不服として、北京知財裁判所に上訴した。北京知財裁判所は神馬好玩公司の上訴を棄却し、原審維持の判決が下した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/OiPtNouI3c9JAH0wIvQD4g>